

区 分	国階層	市階層	3歳未満(0~2歳児クラス)					
			第1子		第2子		第3子以降	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護法による被保護世帯	1	A	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	2	B	0	0	0	0	0	0
市民税均等割のみ 所得割 39,600円未満	3	C1	14,000	13,700	7,000	6,850	0	0
39,600円以上 48,600円未満		C2	17,500	17,100	8,750	8,550	0	0
48,600円以上 57,700円未満	4	D1-1	22,000	21,600	11,000	10,800	0	0
57,700円以上 63,000円未満		D1-2	22,000	21,600	22,000	21,600	0	0
63,000円以上 67,000円未満		D2	23,500	23,000	23,500	23,000	0	0
67,000円以上 82,000円未満		D3	25,500	25,000	11,750	11,500	0	0
82,000円以上 97,000円未満	5	D4	27,000	26,500	27,000	26,500	0	0
97,000円以上 135,000円未満		D5	29,000	28,400	13,500	13,250	0	0
135,000円以上 153,000円未満		D6	31,500	30,900	14,500	14,200	0	0
153,000円以上 169,000円未満	6	D7	34,500	33,800	15,750	15,450	0	0
169,000円以上 286,000円未満		D8	37,000	36,300	17,250	16,900	0	0
286,000円以上 301,000円未満	7	D9	40,000	39,200	18,500	18,150	0	0
301,000円以上 397,000円未満		D10	43,500	42,600	20,000	19,600	0	0
397,000円以上	8	D11	48,000	47,000	21,750	21,300	0	0
					48,000	47,000	0	0
					24,000	23,500	0	0

* 令和6年4月~令和6年8月は令和5年度の市民税額から、令和6年9月~令和7年3月は令和6年度の市民税額から算定されます。
 * 階層区分決定の基礎となる市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。
 * 児童の数は、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童から年齢の高い順に数えます。
 * D1-2からD11の第2子は、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用している小学校就学前までの子どものうち、最年長の子どもが上段の額、2人目が下段(網掛け部分)の額となります。
 * 第3子以降は0円です。(市の独自の施策として、令和6年度より無償化しています。)

令和6年度 保育料 3号認定【ひとり親家庭、障害児(者)と同居世帯】

(令和6年4月1日現在)

区分	国階層	市階層	3歳未満(0~2歳児クラス)					
			第1子		第2子		第3子以降	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護法による被保護世帯	1	A	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	2	B	0	0	0	0	0	0
市民税均等割のみ 所得割 39,600円未満	3	C1	6,500	6,400	0	0	0	0
39,600円以上 48,600円未満		C2	8,100	7,900	0	0	0	0
48,600円以上 63,000円未満	4	D1	8,100	7,900	0	0	0	0
63,000円以上 67,000円未満		D2	8,100	7,900	0	0	0	0
67,000円以上 77,101円未満		D3-1	8,100	7,900	0	0	0	0
77,101円以上 82,000円未満	4	D3-2	25,500	25,000	25,500	25,000	0	0
82,000円以上 97,000円未満					12,750	12,500	0	0
82,000円以上 97,000円未満	4	D4	27,000	26,500	27,000	26,500	0	0
					13,500	13,250	0	0
97,000円以上 135,000円未満	5	D5	29,000	28,400	29,000	28,400	0	0
					14,500	14,200	0	0
135,000円以上 153,000円未満		D6	31,500	30,900	31,500	30,900	0	0
15,750	15,450				0	0		
153,000円以上 169,000円未満	5	D7	34,500	33,800	34,500	33,800	0	0
					17,250	16,900	0	0
169,000円以上 286,000円未満	6	D8	37,000	36,300	37,000	36,300	0	0
					18,500	18,150	0	0
286,000円以上 301,000円未満	6	D9	40,000	39,200	40,000	39,200	0	0
					20,000	19,600	0	0
301,000円以上 397,000円未満	7	D10	43,500	42,600	43,500	42,600	0	0
					21,750	21,300	0	0
397,000円以上	8	D11	48,000	47,000	48,000	47,000	0	0
					24,000	23,500	0	0

* 令和6年4月~令和6年8月は令和5年度の市民税額から、令和6年9月~令和7年3月は令和6年度の市民税額から算定されます。
 * 階層区分決定の基礎となる市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。
 * 児童の数は、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童から年齢の高い順に数えます。
 * D3-2からD11の第2子は、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用している小学校就学前までの子どものうち、最年長の子どもが上段の額、2人目が下段(網掛け部分)の額となります。
 * 第3子以降は0円です。(市の独自の施策として、令和6年度より無償化しています。)